



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 過去最多に匹敵するペースで高病原性鳥インフルエンザが発生しています
 - (1) 国内の養鶏場における発生状況について
 - (2) 国内の野鳥における検出状況について
- 2 衛生対策の点検・強化をお願いします！
- 3 冬季の消毒について
- 3 防疫指針が改正されました
- 4 ハエ対策は冬のうちから
- 5 定期報告書提出のお願い



【添付資料】

- 1 令和6年度国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況
- 2 高病原性鳥インフルエンザ対策のポイント
- 3 飼養衛生管理の「隙」を埋めるポイント
- 4 防疫対策の特別強化項目
- 5 発生の監視を強化する監視強化区域を新設
- 6 アニマルウェルフェアに関する調査にご協力ください！

◆◆過去最多に匹敵するペースで

高病原性鳥インフルエンザが発生しています◆◆

(1) 国内の養鶏場における発生状況について

今シーズンは、これまでで最も早く 10月17日に北海道の肉用鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生してから、12月4日現在、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、新潟県、岐阜県、島根県、香川県、宮崎県、鹿児島県の10道県で計12例の発生が確認され、約124.3万羽が殺処分対象となっています。これは、過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースであり、周辺において死亡野鳥等から本病ウイルスが検出されていない地域でも発生が確認されています。全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていると考えられ、**全国どこで発生してもおかしくない状況となっています。**また、今シーズン発生があった農場のうち4事例は過去にHPAIが発生した農場です。**一度発生した地域では発生のリスクが高いことを認識していただき、一層の飼養衛生管理向上に努めて下さい。**

(2) 国内の野鳥における検出状況について

今シーズンは、9月30日に北海道乙部町で死亡したハヤブサから鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出されて以降、12月4日現在14道県57事例が確認されています。環境省の対応レベルは、国内複数力所で発生した際に設定される「対応レベル3」で継続中です。



県では毎年11月から3月まで毎月1回、波志江沼（伊勢崎市）、新堤（高崎市）及び大谷幹線遊水池（太田市）の3カ所で野鳥の糞便の検査を実施しています。また、今年度は国の事業で大室公園五料沼（前橋市）の水の検査も定期的に行っています。12月2日現在、いずれの検体からも高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されておりませんが、渡り鳥の飛来により、ウイルスのまん延が懸念されます。環境中のウイルス濃度が高まっているという前提で、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

◆◆ 衛生対策の点検・強化をお願いします！ ◆◆

前述のとおり高病原性鳥インフルエンザが全国どこで発生してもおかしくない状況です。鶏舎内にウイルスを持ち込まないよう、対策を徹底する必要があります。**飼養衛生管理について毎月点検を行い、例外を作らずに確実に実施するようお願いします。**添付の「飼養衛生管理の「隙」を埋めるポイント」も参考にしてください。また、飼養衛生管理の水準が高い農場でも発生が確認されており、従業員「全員」の高い防疫意識が求められています。以下の対策や「防疫対策の特別強化項目」も確認し、実施してください。

人・車両の出入りの対策

【農場への出入り】

農場に入る際は、農場外からのウイルスの持ち込みを防いでください。具体的には

- ・農場専用の衣服・靴の着用
- ・車両はタイヤ、タイヤハウス、車両の底面等しっかりと動力噴霧器等で消毒
- ・車から降りる運転手はブーツカバーを履く

従業員だけではなく、農場に出入りする事業者にも徹底させるようにして下さい。また、農場内と農場外の衣服や靴が交差しないよう保管することも重要です。

【鶏舎への出入り】

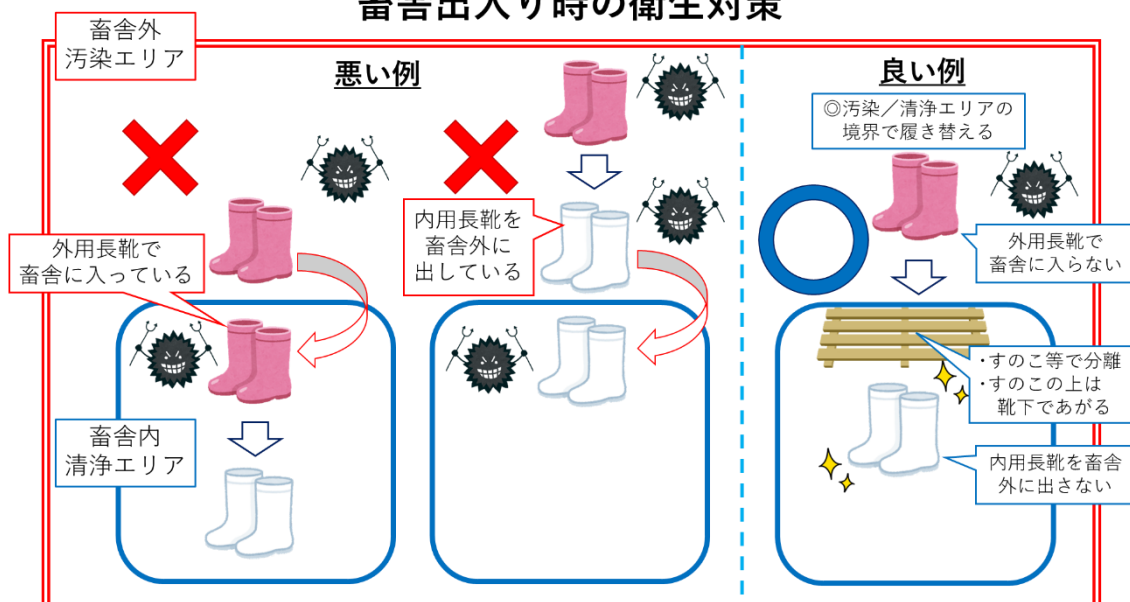
外で履いていた長靴のまま鶏舎内へ入ってしまう状況が見受けられます。**鶏舎ごとに長靴履き替え、手指消毒の実施または専用手袋の着用**をして鶏舎内にウイルスの持ち込みを防止しましょう。入口にすのこ等を設置して「履き替えスペース」を確保し、鶏舎内外を明確にするようにしましょう。



長靴の履き替え

1. 外の長靴を脱いで、保管場所へ
2. すのこに靴下で上がる
3. 畜舎内長靴に履き替える

畜舎出入り時の衛生対策



野生動物対策

【農場への誘引防止】

野鳥や野生動物が農場内にウイルスを運びこむため、これらを誘引しないことが必要です。堆肥舎への防鳥ネット設置や餌こぼれの片付け、死鶏や廃棄卵の適切な処理をするなどなるべく寄ってこないような対策をお願いします。堆肥舎への防鳥ネットの設置はほとんどの農場で終わっていました。堆肥舎への防鳥ネット設置後も定期的な点検・修繕をお願いします。**未設置の農場は早急に防鳥ネットの設置**をお願いします。

【鶏舎への侵入防止】

小型の野生動物は小さな隙間から鶏舎内に侵入し、ウイルスを持ち込みます。鶏舎の防鳥ネットや金網から屋根裏・入気口まで定期的にチェックし、破損や隙間を見つけたら速やかに修繕して下さい。除糞ベルトや集卵コンベア等の開口部があれば塞ぐようにしましょう。

◆◆ 冬季の消毒について ◆◆

低温下では逆性石鹼の消毒効果が著しく低下します。 常温と同等の効果を得るために、どの程度の濃度が必要か製品により異なるので、有効濃度を確認しましょう。

冬期は暖かい時期よりも**濃い濃度**で使用してください。

例：鳥インフルエンザウイルスの場合

逆性石鹼の有効希釈濃度 夏期 1000 倍 → **冬期は 200 倍へ！**

また、逆性石鹼に食品添加物規格品の高純度水酸化カルシウムを0.2%混合すると、強アルカリ化による相乗効果で消毒効果が高まります。なお、この製品は超微粉末なので、噴霧器でも使用可能です。

消毒液が凍結してしまう場合は、ヒーターによる加温のほか、不凍液の利用をおすすめします。消毒液への混合を目的とした畜産用不凍液も市販されておりますので、活用をご検討ください。



◆◆ 防疫指針が改正されました ◆◆

令和6年10月31日付けで「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」が改正されました。改正内容のうち各養鶏場に大きく関係のあるものは以下のとおりです。ご確認をお願いします。

(1) 発生状況確認検査・清浄性確認検査の検査方法の変更

HPAI発生時に移動制限区域内（発生農場から3km圏内）の養鶏場で実施する発生状況確認検査及び清浄性確認検査について以下のとおり変更になりました。

改正前：農場へ立入りして鶏の臨床検査・抗体検査・遺伝子検査を実施

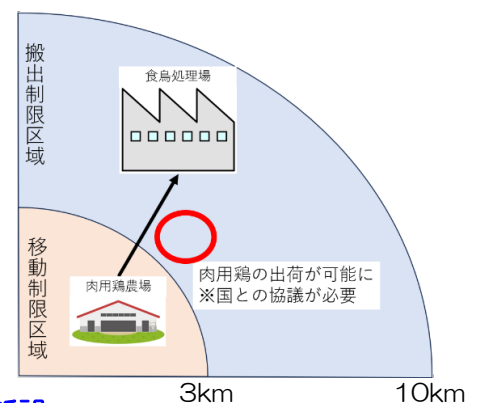
→改正後：電話連絡による臨床検査。異状があれば、農場へ立入りして簡易検査を実施。

(2) 監視強化区域及び搬出制限区域解除検査・監視強化区域解除検査の新設

HPAI発生時に設定される移動制限区域・搬出制限区域（発生農場から3km～10km圏内）が解除されると共に、新たに「監視強化区域」が設定されます。監視強化区域は、搬出制限区域と同様に10km圏内で設定され、出荷制限等はありませんが、死亡羽数等の毎日の報告が必要です。また、搬出制限区域及び監視強化区域解除の際、それぞれ検査が必要になりました。搬出制限区域は防疫措置完了10日後に実施する搬出制限区域解除検査、監視強化区域は防疫措置完了28日後に実施する監視強化区域解除検査を経て解除になります。搬出制限区域解除検査・監視強化区域解除検査は電話による臨床検査です。添付資料も参考にしてください。

(3) 移動制限区域内の肉用鶏を搬出制限区域内の食鳥処理施設に出荷できる規定の新設

今まで移動制限区域の生きた鶏は初生ひなを除いて移動制限区域の外に出すことはできませんでしたが、搬出制限区域の食鳥処理場への出荷に限って可能となりました。ただし、出荷には検査での陰性確認及び国との協議が必要です。発生時に農場が該当する場合はご相談下さい。



(4) 「非商用農場*」での発生時は制限区域を設置しない規定の新設

一定の条件を満たした「非商用農場」の場合、国との協議により移動制限区域・搬出制限区域が設定しないことができる旨の規定が新たに作られました。

※「非商用農場」の定義

①飼養羽数 100羽未満

②発生日から遡って21日間に家きん・卵・死体・排泄物等の移動がない

◆◆ ハエ対策は冬のうちから ◆◆

ハエは、家畜の伝染性疾病や苦情の原因となります。日々の畜舎内外の清掃や家畜排せつ物の適切な処理が重要です。ハエは、15℃を超える時期から急増するとされています。

冬のうちから以下の対策を実施してみたいかがでしょうか。

- ・畜舎内外の湿った場所への脱皮阻害剤（IGR 剤）の散布
- ・ハエのたまる暖かい場所へのハエ取り紙や粘着トラップシートの設置

◆◆ 定期報告書申請（報告）のお願い ◆◆

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日現在の飼養状況（頭数、畜舎数等）を報告することになっています。

今回から報告は、電子申請に移行し、農林水産省共通申請サービス（eMAFF：イーマフ）から申請することになりました。

既に電子申請で農場台帳の登録が済んでいる方は電子での報告をお願い致します。

まだ、gBIZ ID プライム（ジービズアイディー：デジタル庁発行：eMAFF に入るための ID）を取得されていない方は取得をお願い致します。

取得できた方については、ご自身で申請ができるようにするために、中部家保までご連絡ください。

電子申請での対応が困難な方については、報告様式を送付しますので、ご記入の上ご返送ください。

- gBIZ ID（ジービズアイディー）プライムの取得方法。

ジービズアイディーのホームページから申請し、取得できます。



ジービズアイディーのホームページ

提出いただくもの

- ①定期報告書
- ②飼養衛生管理の遵守状況
- ③添付書類（農場や埋却地に変更がある場合、地図の提出をお願いします）

通知については1月下旬に発送予定です。また、申請（提出）期限については3月18日頃を予定しています。

ご不明な点がございましたら中部家保まで御連絡ください。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。
緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。